

## 社会福祉法人の設立を考えている方々へ

1 社会福祉法人を設立し、どのような事業を行う予定ですか。

- ・社会福祉法人が行うことのできる事業は限られています。

(社会福祉事業：社会福祉法第2条に限定列挙、「社会福祉事業一覧表」参照)

(公益事業及び収益事業：社会福祉法第26条に規定)

- ・社会福祉法人の行う事業は、社会福祉法第2条で規定されていますので、それ以外の事業のみをもって、社会福祉法人の設立はできません。

- ・公益事業及び収益事業の事業規模が、全事業の過半を占めることはできません。

2 事業の活動拠点は、どこを考えてていますか。

- ・市町村ごとに施設や利用者の数などの計画が策定されていますので、施設整備予定の関係各課と十分に協議をしてください。

3 基本財産は、ありますか。

- ・社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うに必要な資産（基本財産）を備えなければならない」と社会福祉法第25条に規定されています。

その資産とは、原則として社会福祉法人所有の土地、建物等をいいます。

4 建設資金等は、どのように確保するのですか。

- ・建物の建設資金等の一部に対して、国、府、市町村の補助制度がありますが、自己資金として建設資金等を用意する必要があります。

また、法人の設立当初の運転資金として、年間事業予算の約1/2分の1以上（介護保険法上の事業及び障がい福祉分野における支援費対象事業の場合は1/2分の2以上）の資金が必要です。

- ・建設資金の借入金として、独立行政法人福祉医療機構という公的融資機関を利用（融資限度額有り）することができますが、あくまで「借入金」ですので、施設開設後返済しなければなりません。

5 社会福祉法人の運営は、誰がするのですか。

- ・上記の条件が整って社会福祉法人の設立を行うこととなりますが、法人を運営していくために役員（理事・監事）が必要になります。

- ・役員の報酬については、役員の地位にあることのみをもっては、支給できません。

6 どのような人が、役員（理事・監事）になる予定ですか。

- ・役員等の就任にあたっては、いくつかの条件を満たす必要があります。

(1) 理事（6人以上）

- ア 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者
- イ 社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。

(学識経験を有する者)

- ・社会福祉に関する教育を行う者、社会福祉に関する研究を行う者
- ・社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- ・公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

(地域の福祉関係者)

- ・社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- ・民生委員・児童委員
- ・社会福祉に関するボランティア団体・親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
- ・医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- ・自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

ウ 各理事と親族等の特殊の関係がある者が制限内であること。

エ 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。

オ 施設経営の実態を法人運営に反映させるため、1人以上の施設長等が理事として参加すること。ただし、評議員会を設置しない法人にあっては、施設長等施設の職員が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。

(2)監事（2人以上）

ア 監事は、当該法人の理事、評議員及び職員等の職務を兼任できない。

イ 1人は、財務諸表等を監査し得る者

ウ 他の1人は、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者（上記（1）イ参照。ただし、「自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者」は、地域の福祉関係者に含まない。）

エ 他の役員と親族等の特殊の関係がある者でないこと。

オ 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。

## 7 評議員会について（定数は、理事定数の2倍を超える数）

- ア 評議員会を置くこと。ただし、措置をとる社会福祉事業、保育所又は介護保険事業のみを行う法人は、この限りでない。
- イ 社会福祉事業の経営は地域との連携が必要なことから、地域の代表者を加えること。また、利用者の家族の代表が加わることが望ましいこと。
- ウ 各評議員と親族等の特殊の関係がある者が制限内であること。
- エ 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が評議員総数の3分の1を超えてはならないこと。
- オ 評議員の報酬については、評議員の地位にあることのみをもっては、支給しないこと。

## 8 発起人の法的責任について

- ・発起人の事務の遂行に伴って、個人的に法的責任が発生する場合があります。
- ・発起人がその事務を行う際には、高度の注意義務が要求されます。したがって、発起人代表者が注意を怠り、第三者に対して損害を及ぼした場合、その代表者は個人的に賠償責任を負うことがあります。さらに、代表者以外の発起人も、注意をすれば損害の発生を防ぐことができるにもかかわらず、その注意を怠った場合には、賠償責任を負うことになります。

## 9 法人設立の事務は、誰が担当されますか。

- ・社会福祉法人の設立申請には、多岐にわたる書類を必要とします。これらの書類は今後の法人運営に大変重要なものですので、法人の設立後理事長や、施設長になる予定の方が直接事務手続きを行ってください。

## 10 交野市社会福祉法人設立認可等審議会について

- ・社会福祉法人を新たに設立しようとする場合には、あらかじめ、交野市社会福祉法人設立認可等審議会に諮る必要があります。

※その後は、法人の設立、施設の開設に向けて、本市の担当（者）と綿密に連絡を取りながら、手続きを進めてください。

<参考>

(親族等の特殊の関係がある者の制限数)

理事又は評議員数	親族等の制限数
6名から9名	1名
10名から12名	2名
13名以上	3名

(特殊の関係がある者)

- ア 当該役員と親族関係にある者（6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族）
- イ 当該親族関係を有する役員等とまだ婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ウ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で本人から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- エ イ又はウに掲げる者の親族で、これらの者と生計を一にしている者
- オ 次に掲げる法人の法人税法第2条〔定義〕第15号に規定する役員（1.において「会社役員」という）又は使用人である者
  - 1. 当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人
  - 2. 当該親族関係を有する役員等及びイからエまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎とした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

